事業系ごみを地域のごみステーションに出すのはルール違反です

事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理してください。

■事業系ごみを家庭系ごみとして自治会のごみステーションに出すことはできません！

市が収集するのは、家庭の日常生活から出る家庭系ごみだけです。事業系ごみは、規模に関わらず必ず事業者の責任で適正に処理してください。事業系一般廃棄物は、環境衛生センターに直接持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼して処理してください。

■ごみの不法投棄は犯罪です！

ごみをみだりに投棄すると、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金またはその両方の罰則に処されることがあります。

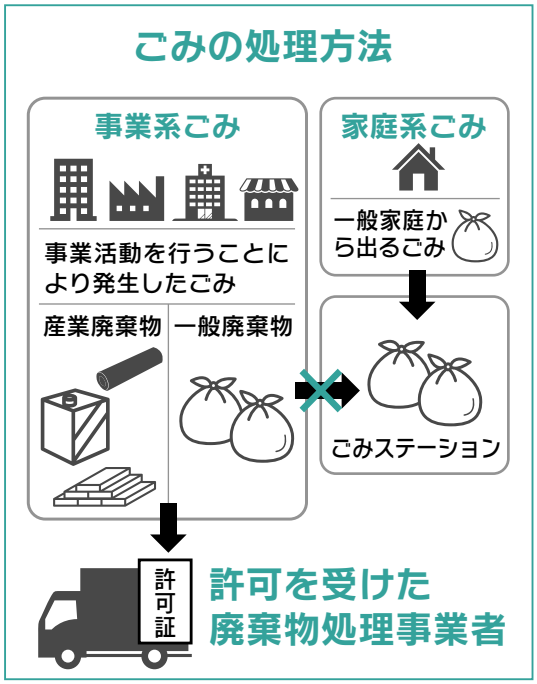

問環境衛生センター（☎83-3651）

高齢福祉課からのお知らせ

■「敬老お祝いセール」協力店募集

9月の敬老の日を中心に、商品の割引など高齢者に喜ばれるサービスを提供できる事業者を募集してます。

◎実施期間
9月1日㈰～10月31日㈭の間で協力店が設定する期間
※サービスに要する費用は協力店の負担となります。

◎応募期限・方法
7月5日㈮までに高齢福祉課に備え付けの応募用紙に記入し提出（郵送、FAX、E-mailでも可）
※応募用紙は市ホームページからダウンロードできます。

■敬老啓発作品募集

9月の敬老の日を迎えるにあたり、啓発作品を募集します。テーマは「敬老」です。作品は市民館展示ホールに展示するとともに、ポスターの部の最優秀作品は、令和6年度敬老啓発ポスターに使用します。

◎ポスター
●**応募期限**　7月22日㈪（必着）
●**応募規定**　4つ切り画用紙（縦書き）

◎標語
●**応募期限**　8月2日㈮（必着）
●**応募規定**
標語：指定なし

◎応募資格　市内在住の人

◎応募方法
作品の裏に住所・氏名・年齢を記入し提出（郵送でも可）
※小中高校生は学校名と学年も記入してください。

問・提〒756-8601　山陽小野田市役所　高齢福祉課（☎82-1173　FAX83-9082）